



阿久根市告示108号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類は、税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和8年10月13日

阿久根市長 西 平 良 将



送達する書類	氏 名
令和8年度軽自動車税納税通知書兼納付書	平藪 克樹
令和8年度国民健康保険税納入通知書	平藪 克樹
令和8年度国民健康保険税納入通知書	田代 雄二
令和8年度介護保険料納入通知書（特別徴収決定通知書）	田代 雄二